

白井市市民参加条例の見直しを要するものに係る意見の集約について

委員から提出された意見

- ・すべての事業を市民参加の対象とすべきではないか。【池川会長】
- ・第2条の(5)の定義を具体的に並べるのか。たとえば、施策を担当する機関と総括的にまとめるのか。【市川副会長】
- ・住民参加指針では、実施機関を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業」としており、その通りにすべきではないか。【徳本委員】
- ・第2条の(5) 実施機関の対象範囲の拡大を行う。【三浦委員】

- ・第6条の給食センターの土地購入、建築物の新・改築などを市民参加の対象とする。【池川会長】
- ・多くの税金を投入する行政活動を追加したほうがよい。【市川副会長】
- ・実施機関、実施事業が少ないことの改善を図る。
- ・大規模事業の整備計画の事業費を明確にする。
- ・6条の(5)「公共の用」、「学校給食の共同調理場」は、公共施設ではあるが公共の用に供されているわけではないとの解釈により、市民参加の対象事業とされなかった事例があり、条文の見直しが必要である。【徳本委員】

- ・16条第2項 パブリック・コメントの提出期間を3週間以上にする。【池川会長】
- ・16条第2項 20日以上期間があると良い。意見を出すためには資料集めする時間を要する。【市川副会長】
- ・パブリック・コメントの提出期間を2週間以上から30日以上にしてはどうか。【谷本委員】
- ・パブリック・コメントの募集期間の拡大、意見公募の周知努力の強化【徳本委員】
- ・16条第2項 パブリック・コメントを行政手続法の基準に合わせる。【三浦委員】

- ・市民参加推進会議は、市長より委嘱された事項に答申するものであるが、市民参加の対象と思われる事業が実施機関の判断で市民参加の対象になっていない場合、市民参加推進会議が市民参加対象にするべき理由をつけて、市長に提案できるようにする。【谷本委員】
- ・25第3条 市長に対する市民参加の検討の提案等のための機能強化を図る。【三浦委員】

- ・自治の基本理念と基本原則及び自治運営の基本的な仕組みを定める「条例（自治基本条例、まちづくり基本条例、行政運営基本条例など名称を問わない）」の新たな制定が必要である。【徳本委員】

1 実施機関の対象範囲を拡大する。(2条)

↳ すべての実施機関を対象化。⇒**条例改正**

2 市民参加の対象となる事業を明確にする。(6条)

↳ 対象となる事業に事業費を設定。⇒**逐条改正**

3 パブリック・コメントの意見を集めるための工夫(16条)

↳ パブリック・コメントの提出期間の延長 ⇒**条例改正**

平成28年度の答申を受け、29年度に「市民への参加意識を高めるための情報発信」として、広報掲載の工夫や職員研修による周知啓発を実施予定。

4 市民参加推進会議における権能の強化(25条)

↳ 市民参加推進会議からの提案提出 ⇒**条例改正**

↳ 意見聴取(ヒアリング)の位置づけ ⇒**逐条改正**

自治基本条例の新たな制定

その他これまでの意見

- ・市民参加推進会議において、審議会委員に占める公募委員や女性委員の割合の低さや、参加する市民の少なさ等の問題が様々な場面で議論し、答申においても公募委員に関する市民参加の拡充を図るための工夫として、審議会の公募委員の拡大を積極的に進める必要性を指摘してきた。そのような中、無作為抽出による審議会などの公募委員候補者登録制度の試行的運用が平成28年度から開始され、一般公募との併用により市民公募委員を選出する仕組みができ、市民公募の拡充に向けた環境が整えられつつある。また、無作為抽出による意見交換会やワークショップ等の事例も生まれ、市民参加の機会も次第に広がり始めている。

今後の市民参加の拡充をさらに推し進めていくために、無作為抽出による制度を最大限に生かした取り組みが重要となる。

5 審議会における公募委員の拡大(11条)

↳ 市民公募枠設置の義務化 ⇒**条例改正**

↳ 市民公募枠の目安の設定 ⇒**逐条改正**

6 無作為抽出を活用した市民参加の機会拡充(4条・24条)

↳ 市民討議会を新たな市民参加手法に位置付け ⇒**条例改正**

↳ 市民討議会を「その他の市民参加の方法」に位置付け ⇒**逐条改正**